

国内他法令における 課徴金額の算定方法等について

令和6年11月12日

個人情報保護委員会事務局

- 課徴金制度は、経済的誘因が存在する違反行為について、金銭的不利益を課すことにより、これを抑止することを目的として導入されるものである。
- すなわち、違反行為者に金銭的不利益を課すことによって、違反行為の摘発に伴う不利益を増大させてその経済的誘因を小さくし、違反行為の予防効果を強化することを目的とするものである。
- 違反行為の抑止を目的とする観点から、損害賠償制度との併置は問題ないとされ、損害賠償により経済的利得が失われた場合にも特段考慮されない（独占禁止法他）。
- 一方、景品表示法では、違反行為を抑止するとともに、消費者の被害回復を促進する観点等から、事業者が所定の手続に沿って被害者への返金措置を実施した場合には、課徴金納付を命じない、又は返金合計額を課徴金額から減額することとされる。

平成17年4月20日（衆）財務金融委員会 第20号

○山本政府参考人

「そもそも現在の課徴金制度はどういうものかということをもっと申し上げたいと思うんですけども、現行の課徴金制度というのは、カルテルやインサイダー取引、そういった**経済的利得を目的とする法令違反につきまして、違反行為によって得られる経済的利得相当額を基準とする金銭的負担を課すことによりまして、違反行為がいわばやり得になるということを防ぐとともに、違反行為の防止という行政目的を達成するというもの**でございます。

このようなものである限り、現行の課徴金制度は、その目的のために必要なものということで、憲法三十一条が規定する適正手続の要請にも合致しておりますし、また、その趣旨、目的、手段などを前提といたしますと、憲法三十九条後段が規定する二重処罰の禁止との関係も問題にならないというふうに理解しております。」

課徴金算定率について

課徴金額は、違反行為に係る期間中(始期は調査開始日から最長10年前まで遡及)の対象商品又は役務の売上額又は購入額に事業者の規模に応じた算定率を掛けて計算します。

また、不当な取引制限及び支配型私的独占の場合は、対象商品又は役務の売上額又は購入額に密接関連業務の対価の額を加えて算定率が掛けられるとともに、財産上の利益(談合金等)に相当する額と合算されます。

$$\text{課徴金額} = \left[\begin{array}{l} \text{①違反行為に係る期間中の} \\ \text{対象商品又は役務の} \\ \text{売上額又は購入額(注1)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{密接関連業務の} \\ \text{対価の額(注2)} \end{array} \right] \times \text{②課徴金算定率} + \begin{array}{l} \text{③違反行為に係る期間中の} \\ \text{財産上の利益(談合金等)} \\ \text{に相当する額(注3)} \end{array}$$

(注1) 不当な取引制限、支配型私的独占及び排除型私的独占については、違反事業者のものに加え、違反事業者からの指示や情報に基づき対象商品又は役務を供給又は購入した完全子会社等(違反行為をしていない者に限ります。)に係るものも対象となります。

(注2) 密接関連業務は、不当な取引制限及び支配型私的独占の場合に対象となるものです。不当な取引制限については違反行為に係る商品又は役務の供給を行わないことを条件として行う一定の業務を、支配型私的独占については違反行為に係る商品又は役務の供給を受ける者に対する当該供給を受けるために必要な一定の業務をいい、違反事業者及びその完全子会社等(違反行為をしていない者に限ります。)が行ったものが対象となります。

(注3) 財産上の利益(談合金等)に相当する額は、不当な取引制限及び支配型私的独占の場合に対象となるものです。対象商品又は役務を供給しない又は購入しないことに関して得た金銭等をいい、違反事業者及びその完全子会社等(違反行為をしていない者に限ります。)が得たものが対象となります。

● 課徴金算定率

()内は違反事業者及びそのグループ会社が全て中小企業の場合

不当な取引制限	支配型私的独占	排除型私的独占	共同の取引拒絶、 差別対価、不当廉売、 再販売価格の拘束	優越的地位の濫用
10%(4%)	10%	6%	3%	1%

また、カルテル・入札談合等の不当な取引制限に対する課徴金算定率については、以下のような加算要素が規定されています。

- ①違反行為を繰り返した場合(注4)、又は違反行為において主導的な役割を果たした場合にはそれぞれ上記の算定式の $(① \times ② + ③) \times 1.5$ が課徴金額となります。
- ②違反行為を繰り返し、かつ違反行為において主導的な役割を果たした場合には、上記の算定式の $(① \times ② + ③) \times 2$ が課徴金額となります。

(注4)10年以内に違反事業者自身が繰り返した場合だけでなく、1回目の違反行為をした事業者を完全子会社とする事業者による違反、1回目の違反行為をした法人と合併した法人、1回目の違反行為をした法人から対象事業を譲り受けたり分割により承継したりした法人による違反も対象となります。また、私的独占に対しても適用されます。

独占禁止法における課徴金制度で想定されている経済的利得

- 独占禁止法における不当な取引制限に対する課徴金の基本算定率は、同法の平成17年改正により、10%に引き上げられた（同法第7条の2第1項柱書）が、10%という水準は、過去の違反事件における不当利得の分析等を踏まえたもの。
- 上記分析においては、カルテル事件による不当利得の推計値は価格引上げ率（実効ベース）を基に推計され、入札談合事件による不当利得の推計値は公正取引委員会の審査開始後の落札価格の下落率を基に算出されている（※）。
- 不当な取引制限及び私的独占に係る課徴金においては、同法の令和元年改正により、違反行為に参加する見返りとして得る金銭等（談合金等）の全額が、課徴金額の算定基礎に含められている（同法第7条の2第1項第4号、第7条の9第1項第3号）。
- 上記談合金等の全額を算定基礎へ含めることについては、例えば以下のように説明されている。

令和元年6月13日（参）経済産業委員会 第13号

○菅久政府参考人

「事業者の経済活動や企業形態の変化が進む中で独占禁止法違反行為も多様化、複雑化してきておりまして、現行の課徴金制度では違反行為に対して適切な課徴金を賦課することができない事案が増加してきております。…**違反行為の多様化、複雑化が進む中で違反行為をより一層抑止していくために、今回の改正によりまして、違反对象商品等の直接の売上額ではない談合金なども算定基礎に追加したいというものでございます。**これによりまして、違反行為の実態に応じてより適切な課徴金を課すことができるようにしたいと、このように考えております。」

課徴金に関する独占禁止法改正問題懇談会

「課徴金に関する独占禁止法改正問題懇談会報告書」(平成2年12月)

3 課徴金の見直しに当たっての基本的考え方

(1) 課徴金の法的位置付け

「両者はそれぞれ趣旨、目的、手続等を異にしており、いわば役割分担をしている。したがって、損害賠償制度と課徴金制度が並置されることに問題はないと考えられる。」

(2) 課徴金の水準についての基本的考え方

「その水準は必ずしもカルテルによる個別具体的な経済的利得と厳密に照応するものである必要はなく、カルテル禁止規定の実効性を確保するために十全な抑止効果が期待できるものとして設定されることが妥当であろう。」

独占禁止法研究会「独占禁止法研究会報告書」(平成15年10月)

第2 課徴金制度の見直し

2 実効性確保の観点からの見直し

(1) 見直しの方向性

「課徴金制度は、違反行為によって生ずる損失の範囲内で経済的不利益を課すという行政上の措置として位置付けられ、また、その損失とは、民法上の不当利得・損害の概念のような個別に立証された利得・損害とは異なるものであると整理されるので、民事損害賠償制度とも両立し得るものである。」

独占禁止法基本問題懇談会「独占禁止法基本問題報告書」(平成19年6月)

Ⅲ 違反金制度の在り方

2 不当な取引制限、私的独占(支配型)に係る違反金の水準、算定方法等

(1) 違反金の水準等について

「違反金は違反抑止のための処分であるから、「違反行為をする動機付けを失わせる」のに十分な水準に設定すべきであると考えられる。独占禁止法違反行為については、刑事罰の付加刑としての没収・追徴がないことも踏まえれば、違反金の水準として、少なくとも(擬制による)「不当利得相当額」を課すことが不可欠であり、摘発される確率等も踏まえて「やり得」「ばれて元々」とならないよう、適切な水準に設定すべきであると考えられる。」

独占禁止法研究会「独占禁止法研究会報告書」(平成29年4月)

第3 具体的な制度設計 (各論)

1 現行課徴金制度の法的位置づけ

「独占禁止法における課徴金制度は、不当利得の剥奪を直接の目的とするものではなく、飽くまで、違反行為を抑止することを目的とするものである。すなわち、不当利得相当額を国が徴収し、違反行為者がそれを保持し得ないようにすることによって、社会的公正を確保するとともに、違反行為の摘発に伴う不利益を増大させてその経済的誘因を小さくし、違反行為の予防効果を強化することを目的として、既存の刑事罰(独占禁止法第89条等)や違反行為による損害を回復するための損害賠償制度(独占禁止法第25条等)に加えて、違反行為禁止の実効性確保のための行政上の措置として機動的に発動できるように設けられたものであって、不当な利得の剥奪にとどまらない複合的な趣旨及び目的を持つものである。

このような行政上の措置であるからこそ、課徴金の算定・賦課方式は、基準が明確なものであることが望ましく、課徴金制度の積極的かつ効率的な運用により抑止効果を確保するためには算定が容易であることが必要である。このため、具体的な違反行為による現実的な経済的利得(現実の不当利得)そのものとは切り離し、不当な利得の発生の有無及びその多寡を問わず、観念的に剥奪すべき事業者の経済的利得と擬制することにより、簡明かつ迅速な処理を指向する仕組みとすることが適当と考えられる。

不当利得は、飽くまで課徴金が違反行為の抑止に必要な範囲を超えて過大な措置とならないようにするための制度設計上の指標にすぎず、現実の不当利得に対応した額が算定できるような制度設計を重視する必要はない。このため、不当利得の剥奪という考え方に基づく個別の制度は、違反行為を効果的に抑止するため、必要に応じて見直すことが適当である。」

2 課徴金の算定基礎とする売上額の範囲

「違反行為の抑止という課徴金制度の目的をより効果的に達成するためには、現実に得られた利得を剥奪するという観点よりも、違反行為の実施時において違反行為者が一般的に期待し得る利得を徴収するという観点を重視した制度設計がより適当と考えられる。金融商品取引法でも、「違反行為の抑止の観点からは、違反行為の実施時において違反行為者が一般的に期待し得る利益に相当する額を課徴金として賦課することが適当」(池田唯一ほか『逐条解説・2008年金融商品取引法改正』(商事法務,平成20年8月)101頁)との理由により、平成20年の金融商品取引法改正時に、インサイダー取引(同法第175条)に対する課徴金額が引き上げられていることから、このような考え方は、我が国の法体系とも整合すると考えられる。」

- 「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定、令和4年5月20日一部変更）では、「入札談合については、談合の再発防止を図る観点から、各省各庁の長等は、談合があった場合における請負者の賠償金支払い義務を請負契約締結時に併せて特約すること（違約金特約条項）等により、その不正行為の結果として被った損害額の賠償の請求に努めるものとする。」とされており、各省庁の長等は、課徴金納付命令が確定するなど、談合等の事実が確定した事件において、実際に、違約金条項に基づく違約金請求、独占禁止法第25条（※1）若しくは民法第709条の規定に基づく損害賠償請求又は同法第704条の規定に基づく不当利得返還請求を行い、損害の回復に努めていると考えられる（※2）。
- 損害の回復は、必ずしも判決によるものではなく、例えば以下のような事例も存在する（※3）。

事例

公正取引委員会は、物価調査機関2法人が、複数の発注機関が発注した建設資材価格調査業務に関して談合を行っており、独占禁止法第3条の規定に違反するとして、両法人に対して課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定した。成田国際空港株式会社（平成16年3月31日以前は新東京国際空港公団）では、同公団が上記の両法人に発注していた建設資材価格調査業務のうち一部の契約（3件、支払金額2,497万円）が上記の課徴金納付命令の対象となっていた。

同会社では、上記契約の相手方である物価調査機関との協議を行うなどした結果、同機関から損害金を収納した。

- なお、カルテル行為について、独占禁止法違反被告事件において罰金刑を科せられるとともに、取引の相手方である国から不当利得返還請求訴訟を提起されている者に対し課徴金の納付を命ずることは、憲法第39条、第29条、第31条に違反しないと解されている（※4）。

※1 私的独占、不当な取引制限（価格カルテル、入札談合等）及び不公正な取引方法等の違反行為が排除措置命令（排除措置命令が行われなかったときは、課徴金納付命令）により確定した場合には、違反事業者は、独占禁止法第25条の規定に基づく無過失損害賠償責任を負う。

※2 会計検査院「国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における談合等に係る違約金条項の導入状況等について」（平成20年7月）3（2）イによれば、検査対象機関（39府省庁等及び207法人）において把握していた談合事件（平成14年4月1日から平成19年11月30日までの間に談合等の事実が確定した事件）23事件における損害の収納額は、218億余円となっている。

※3 会計検査院「国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における談合等に係る違約金条項の導入状況等について」（平成20年7月）3（2）ア（オ）参照。

※4 最判平成10年10月13日判例時報1662号83頁。

○ 課徴金額の算定方法

課徴金額は、
ア 「課徴金対象期間」に取引をした
イ 「課徴金対象行為に係る商品又は役務」の
ウ 「政令で定める方法により算定した売上額」
に、3%を乗じて得た額である（法第8条第1項本文）。

※ 景品表示法の令和5年改正により、違反行為から遡り10年以内に課徴金納付命令を受けたことがある事業者に対し、課徴金の額を加算（1.5倍）する規定が新設された（同法第8条第5項及び第6項）

- 景品表示法においては、原則として、対象商品・役務の売上額に3%（※）を乗じた額が課徴金額とされている（同法第8条第1項）。
- 同法への課徴金制度導入に際して、内閣総理大臣から課徴金制度等の在り方について諮問を受けた消費者委員会が取りまとめた「景品表示法上の不当表示規制の実効性を確保するための課徴金制度の導入等の違反行為に対する措置の在り方について（答申）」（平成26年6月10日）においては、以下のとおり説明されている。

（参考）消費者委員会「不当景品類及び不当表示防止法上の不当表示規制の実効性を確保するための課徴金制度の導入等の違反行為に対する措置の在り方について（答申）」（平成26年6月10日）

- 「消費者による被害回復が困難であることは、不当表示によって得られた売上による不当な利得が不当表示を行った事業者の手元に残ることを意味する。これに対し、現行の措置命令は、違反行為者の不当な利得を剥奪するものではなく、経済的な観点からは違反行為の抑止機能を実効的に果たしているとはいえない。違反行為者に対して経済的不利益を賦課する課徴金制度の導入により、不当表示で顧客を獲得した事業者から不当な利得を剥奪することは、その抑止力により消費者被害発生未然防止に有効であるばかりでなく、法令を遵守している事業者との公平が図られることにより健全な消費市場の構築にも効果を有すると考えられる。」
- 「課徴金による違反行為の抑止効果を担保するために必要な賦課金額については（中略）事業者の得た不当な利得相当額を基準とすべきである。
また、ここでいう「不当な利得相当額」は、事案ごとに個別の方法により算定するのではなく、一定の算定式により一律に算定すべきである。不当表示の態様は事案によって様々であり、違反行為者が得る不当な利得は当該事案の取引対象や利益率等によって異なることに加え、個々の事案において厳密に「不当な利得」を算定することは著しく困難であるところ、個々の事案に応じて賦課金額を算定することとすれば、執行のために必要な調査に時間がかかり迅速な処分ができなくなるおそれがあるからである。」

※ 景品表示法の令和5年改正により、違反行為から遡り10年以内に課徴金納付命令を受けたことがある事業者に対し、課徴金の額を加算（1.5倍）する規定が新設された（同法第8条第5項及び第6項）

○ 返金措置の実施による課徴金額の減額(法第10条、第11条)

事業者が所定の手続きに沿って返金措置を実施した場合は、課徴金を命じない又は減額する。
(一般消費者の被害回復を促進する観点から導入されたもの。課徴金制度を有する他法には見られず、消費者法体系にある景品表示法として特徴的。)

※「返金措置」

- ＝ ・ 課徴金対象期間において課徴金対象行為に係る商品又は役務の取引を行った一般消費者(政令で定めるところにより特定されているもの)のうち申出をした者に対し、
- ・ 当該申出者の購入額(政令で定める方法により算定)の3%以上の額の金銭を交付する措置

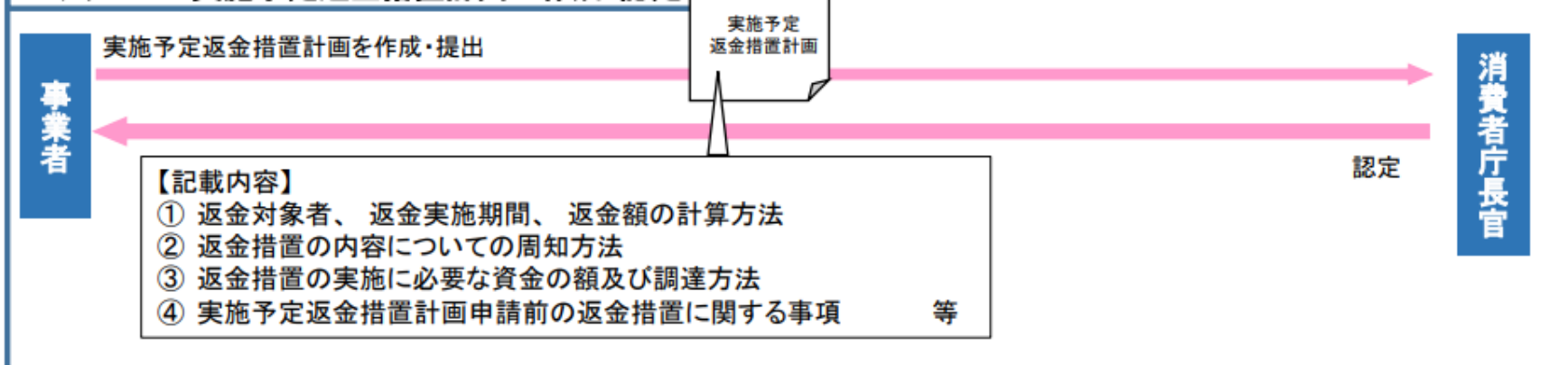
※ 景品表示法の令和5年改正により、特定の消費者へ一定の返金を行った場合に課徴金額から当該金額が減額される返金措置に関して、返金方法として金銭による返金に加えて第三者型前払式支払手段(いわゆる電子マネー等)も許容されることとなった(同法第10条)

(参考図)返金措置の実施による課徴金額の減額(イメージ)

返金措置

返金措置の実施により課徴金の減額を受けようとする事業者は、返金措置の実施に関する実施予定返金措置計画を作成し、消費者庁長官の認定を受け、同計画に沿って、適正な返金手続を適切に履行する。

ステップ1: 実施予定返金措置計画の作成・認定



ステップ2: 返金措置の実施



ステップ3: 返金措置の実施期間経過後1週間以内に報告

返金合計額が
課徴金額未満の場合

返金合計額を課徴金額から減額

返金合計額が
課徴金額以上の場合

課徴金の納付を命じない

(出典) 消費者庁表示対策課「景品表示法への課徴金制度導入について」(平成28年)

(https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_181225_0002.pdf)

ステップ1:実施予定返金措置計画の作成・認定

事業者は、返金措置を実施しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、所定の事項を記載した上でその返金措置に関する計画を作成して申請し、消費者庁長官の認定を受けることができる(法第10条第1項。認定を受けた計画を「認定実施予定返金措置計画」という。)

なお、

- ・ 申請前に既に実施した返金措置も当該計画に記載でき(同条第3項)、
- ・ 申請後認定前に実施した返金措置は、消費者庁長官に報告しなければならない(同条第4項)。

ステップ2:返金措置の実施

- ・ 消費者庁長官は、認定時から認定実施予定返金措置計画に係る報告期限(実施期間の経過後1週間以内。法第11条第1項)までの間は、課徴金の納付を命じない(法第10条第10項)。
- ・ この前提として、認定の申請を受けた日から認定時までの間も、課徴金の納付を命じることはない。

ステップ3:返金措置の実施期間経過後1週間以内に報告

- ・ 認定を受けた事業者が、認定実施予定返金措置計画について、内閣府令で定めるところにより報告し、
- ・ 当該報告に基づき、認定後に実施された返金措置が認定実施予定返金措置計画に適合して実施されたと認めるとき

→ 当該返金措置により交付された金銭の額(内閣府令で定めるところにより計算)を、課徴金額から**減額**する。

当該減額の結果、課徴金額が1万円未満となったときは、課徴金の納付は**命じない**(法第11条第1項から第3項まで)。

➤ 景品表示法上の返金措置の実施による課徴金額の減額の趣旨等は、以下のとおり説明されている。

平成26年11月6日（衆）消費者問題に関する特別委員会 第5号

○有村国務大臣

「不当表示に関する消費者被害については幾つかの特性がございます。例えば、個々の消費者の損害額の算出が困難であり、その正確な捕捉がしづらいこと、あるいは、仮に損害額を算出できたとしてもその金額が少額であることなどという特性がございます。そういう意味で、**消費者被害の回復について、不当表示事案は、今申し上げたような特性上、民事訴訟になじまない場合も少なくありません。…消費者裁判手続特例法も含めて、民事訴訟手続による対応だけでは十分だとは言いきれない**というふうに考えております。

そこで、本年六月に出されました消費者委員会の答申も踏まえて、課徴金制度に、違反行為者が得た不当な利益を剥奪しつつ、国庫に納付される前に消費者に還元をするという手法を検討いたしました。

具体的には、違反行為者が消費者に対して自主的な返金を促す仕組みを課徴金制度に組み込むことにいたしました。」

○菅久政府参考人

「課徴金でございますが、これは、**不当表示の対象商品、役務の売上額を基礎に算定されて、本来国庫に納付されるべきもの**ということでございますので、この課徴金の減額対象となる返金でございますが、これは**不当表示の対象商品、役務について取引をした一般消費者に対して行われたもの、これに限る必要がございます。**

そこで、こういう適切な返金が行われた場合に限り課徴金を減額するということを担保するために、今御指摘のありました、景品表示法十条一項で、課徴金の減額対象となる返金対象者につきまして、不当表示の対象商品、役務について取引をした一般消費者として、政令で定めるところにより特定されているものに限るというふうに行っているところでございます。」

○有村国務大臣

「課徴金制度に被害回復の観点を盛り込むということは極めて大事だと認識をしておりました。

当初は、消費者委員会の答申等も踏まえて、自主返金によって被害回復を行うことをしつつ、自主返金し切れなかった部分は国民生活センター、国センに寄附を行うということで、不当な利益を一般消費者に還元したものとみなし、課徴金の納付を命じないということも、一定の時期までは真剣に検討されておりました。

しかしながら、**パブリックコメントなどで出されたさまざまな意見、また与党における御意見なども踏まえまして、所定の要件が満たされている場合は、やはり課徴金を賦課することで不当表示規制の抑止力を高めるという本制度の趣旨に鑑みて、また、寄附によって被害者の回復ということとは直接図られるわけではないということから、今回の制度設計については導入しないということを判断した次第**でございます。」

平成26年11月18日（参）消費者問題に関する特別委員会 第5号

○菅久政府参考人

「本法律案におきましては、実施予定の返金措置計画、まず措置計画というのを提出させることにしております。措置計画を提出させて、これを認定するというところでございます。こういうようにしている趣旨でございますが、これは、消費者の被害回復に資する返金措置につきまして課徴金の減額等を認めるに足り得る適正性を有しているかどうか、これを担保するというためでございます。

そこで、まず計画に従って実施しようとする返金措置が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであるということ、それから、返金措置の対象者となる者のうち特定の者について不当に差別的でないということ、また、実施期間が一定の消費者の被害の回復を促進するため相当と認められる期間内に終了するものであるという、こうした要件を全て満たすかどうか、これを確認いたしまして、これらを満たす限りにおいてその措置が適切に実施されるということで認定を行うということに考えております。

この申告内容が適切なものであることかどうかということにつきましては、これを示す客観的な資料を必要に応じまして添付させる予定にもしております。また、こうした資料を精査しつつこの要件を満たすかどうか判断を行ってまいりますが、更に必要があれば追加的な調査を行って確認をするということも考えております。」

○菅久政府参考人

「課徴金制度に被害回復の観点盛り込むに当たりまして、御指摘のとおり、当初は、消費者委員会の答申等を踏まえまして、自主返金によって被害回復を行うこととしつつ、自主返金をし切れなかった分につきましては国民生活センターに寄附を行うということで、不当な利得を一般消費者に還元したものとみなして課徴金の納付を命じないということにしておりました。

しかしながら、パブリックコメント手続などで出された様々な御意見を踏まえまして、所定の要件が満たされている場合には課徴金を賦課するというで不当表示規制の抑止力を高める、こうした課徴金制度の趣旨、さらには寄附というのは直接の被害回復ではないということで、今回の制度設計には導入しないということにしたということでございます。

この寄附制度導入の見送りにつきましては、こうした様々な立場の御意見を踏まえたものでございますが、本法案におきましては、この寄附制度に代わって自主返金による課徴金減額制度というのを導入いたしまして、自主返金し切れなかった分につきましては課徴金の納付を命じることとするというふうに行っているところでございます。」

(参考) 消費者委員会「不当景品類及び不当表示防止法上の不当表示規制の 実効性を確保するための課徴金制度の導入等の違反行為に対する措置の在り方について (答申)」(平成26年6月10日)

3. 課徴金制度を導入する場合における制度の趣旨・目的

「現行の景品表示法は、消費者による自主的かつ合理的な選択の確保を目的としており、同法に導入すべき課徴金制度の目的も、消費者の自主的かつ合理的な選択の確保のために、それを阻害するおそれのある不当表示を実効的に抑止することにあると考えるべきである。

このように、課徴金制度は消費者の被害回復を直接の「目的」とするものではない。しかし、消費者法としての景品表示法の目的に鑑み、また、不当表示事案における被害回復が困難であることから課徴金制度の導入による抑止の必要性が高いと判断したこと、剥奪すべき違反行為者の不当な利得は被害者の出捐に由来するものであること等も踏まえ、この制度を消費者の被害回復にも資するものとすることは重要である。このため、要件・手続等の検討に際しては、被害回復の観点にも留意した。」

6. 被害回復の在り方

(1) 被害回復の仕組み及びその手法

「不当表示事案における被害回復が困難であること、また、景品表示法への課徴金制度導入について、被害者救済制度の総合的な検討を実施する際にあわせて検討することが適切であるとされ、平成20年改正法案が廃案となった経緯等に鑑みれば、課徴金制度の制度設計において、消費者の被害回復を促進する仕組みを導入すべきである。

その手法としては、課徴金納付命令に際し、違反行為者がとった消費者への返金等の自主的対応を勘案して、課徴金額から一定額を控除する制度を採用すべきである。本来、課徴金により剥奪すべき違反行為者の不当な利得は被害者に還元されるべきものであるところ、違反行為者が得た不当利得を自ら消費者に還元した場合に、これを課徴金の賦課に当たって考慮することとすれば、課徴金制度の抑止効果を維持しつつ、被害回復を促進できると考えられるからである。」

(参考) 消費者委員会「不当景品類及び不当表示防止法上の不当表示規制の 実効性を確保するための課徴金制度の導入等の違反行為に対する措置の在り方について (答申)」(平成26年6月10日)

6. 被害回復の在り方

(2) 自主的対応による控除制度について

① 消費者への返金

「控除を認めるべき「自主的対応」は、違反行為者の手元に残る不当な利得の出捐者である対象商品・役務の購入等をした消費者への返金を原則とすべきである。消費者への自主的返金は、被害回復の本来的な在り方であるとともに、違反行為者にとってもブランドや信用の回復につながる行為であり、これを促進することは、消費者と事業者の双方の利益に資すると思われる。

(中略)

なお、控除制度は違反行為者に対して被害回復を促すための仕組みであることから、控除の対象とすべき返金は、自主的になされたものである必要がある。したがって、**違反行為者が民事訴訟の判決等に基づいて受動的に損害賠償を行った場合は、原則として控除の対象外とすべきである(略)。**

② 寄附

「控除を認めるべき「自主的対応」として、消費者への返金に加えて、寄附の仕組みを設けるか否かについては、實際上、不当表示の有無以外の要素(対象商品・役務の特性、販売形態、被害金額等)により消費者への返金が困難である場合も少なくないと考えられ、事業者間の公平の観点からも、違反行為者の得た不当利得の消費者に対する還元の一形態として、これを認めるべきである。

もっとも、寄附は、あくまでも消費者への返金を補完するものと位置付けるべきである。違反行為者が消費者への返金のコストを避けて安易に寄附を選択することを防止するためにも、返金が可能な事案においては控除の対象とされる寄附の実施可能期間を返金を行い得る期間のうち終盤に限定するといった方策を検討し、また適切に行われた寄附であるかどうかを行政が個別具体的に判断する仕組みとすべきである。

また、寄附先や寄附金の使途については、課徴金は違反行為をしたが故に賦課されるものであり、違反行為者に対して課徴金の納付を回避する選択肢を広く認めるためのものではないこと、控除制度は消費者の被害回復を促進するための仕組みであることを踏まえ、限定的に定められるべきである。寄附を控除対象とするに当たっては、寄附先を自身が寄附金を使った活動(寄附金の管理・運用を除く)を行わない中立的な機関又は団体に限定し、また、寄せられた寄附金の使途や管理方法について、消費者の被害回復に資する活動等のために適正に活用されるような制度設計が検討されるべきである。」

- 景品表示法上の返金措置の実施による課徴金額の減額規定を除き、独占禁止法をはじめとする国内他法令の課徴金制度において、事業者が被害回復措置を講じたことを理由に課徴金額を減額する規定は存在しない。
- なお、独占禁止法上の確約手続（独占禁止法違反の疑いについて、公正取引委員会と事業者との間の合意により解決する仕組み）においては、「例えば、被通知事業者が取引先に対して、商品又は役務を購入した後に契約で定めた対価を減額することや、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させることが違反被疑行為に該当する場合には、被通知事業者が収受した利得額や当該取引先の実費損害額を当該取引先に返金することが措置内容の十分性を満たすために有益である。」とされている（※1）（※2）が、課徴金額との関係では、以下の公正取引委員会の考え方が示されている（※3）。

意見の概要	考え方
被通知事業者が、確約計画の認定に先立って取引先等に提供させた金銭的価値の回復を取引先に対して行った場合に、提出された確約計画が認定要件に適合せず却下され、法的措置が採られた結果、課徴金が賦課されることになったときは、既に取引先に支払った金額は課徴金から減額されるべきである。	課徴金の額は独占禁止法の規定に従って算定されるものであるところ、独占禁止法において、事業者が行った金銭的価値の回復に係る金額を課徴金額から減額するような規定は存在しないことから、御指摘のような対応を採ることはできません。

（出典）公正取引委員会「確約手続に関する対応方針」の策定及び「企業結合審査の手続に関する対応方針」の一部改定について」別紙4

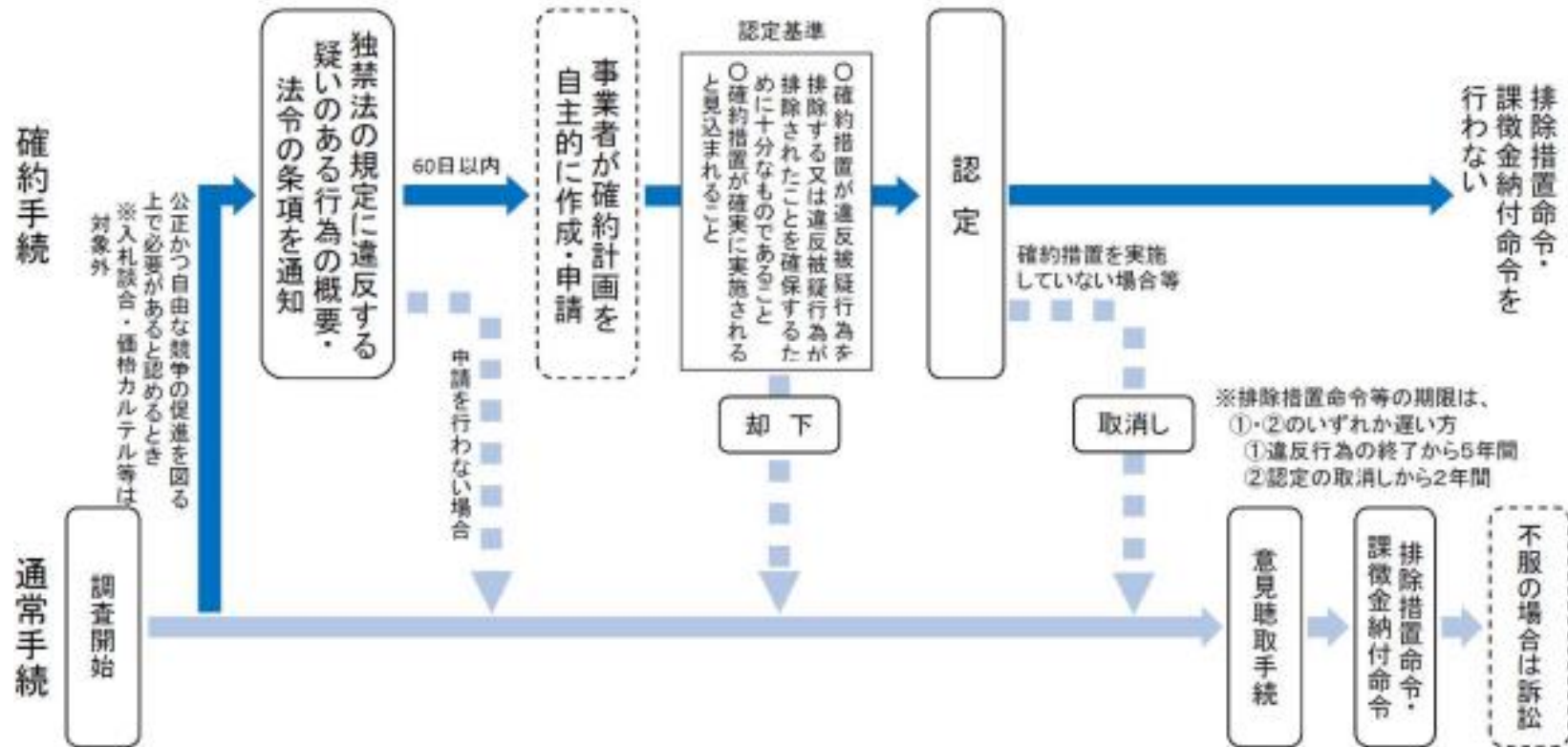
※1 公正取引委員会「確約手続に関する対応方針」（令和3年5月19日改定）6（3）イ（カ）

※2 確約計画の認定に当たっては、競争秩序の回復の確保又は将来の不作為の確保の観点から、当該確約計画における確約措置が、①違反被疑行為を排除する又は違反被疑行為が排除されたことを確保するために十分なものであること（措置内容の十分性）、及び、②確実に実施されると見込まれるものであること（措置実施の確実性）、を満たす必要がある（公正取引委員会「確約手続に関する対応方針」（令和3年5月19日改定）6（3）ア）。

※3 なお、確約手続は、景品表示法の令和5年改正により同法にも導入されている。

(参考) 独占禁止法上の確約手続の概要

< 確約手続の概要 >



(出典) 公正取引委員会「独占禁止法に導入される確約手続の概要」(https://www.jftc.go.jp/dk/kaisei/h28kaisei/index_files/gaiyou.pdf)

なお、措置命令等の期限は、独占禁止法の令和元年改正により、①違反行為の終了から7年間、②認定の取消しから2年間、のいずれか遅い方となっている。

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律 における課徴金制度で想定されている経済的利得

- スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律における、他のアプリストアの提供等の妨害、スマートフォンの動作に係る機能の利用妨害、他の支払管理役務の利用妨害及びアプリ外取引の制限に係る課徴金においては、原則として、違反行為期間中の違反行為に係る商品又は役務の売上額に20%の算定率を乗じて課徴金額を算出することとされている（同法第19条）。
- 上記金額の趣旨等については、例えば以下のように説明されている。

令和6年5月17日（衆）経済産業委員会 第15号

○古谷政府特別補佐人

「課徴金制度は、違反行為者に対して経済的不利益を与えることで違反行為の誘因を小さくするという一方で、違反行為の抑止を目的とする行政上の措置ということで、独占禁止法でも導入をされております。

本法案におきましては、規制の実効性を十分に確保するという観点から、デジタルプラットフォーム事業者の利益率が高いことを踏まえまして、二〇％という課徴金率を設定をさせていただいております。課徴金は、利益率を踏まえて、違反行為によって得た不当な利得を剥奪するといったような趣旨で率を設定しておりまして、デジタルプラットフォーム事業者の利益率が高いことを踏まえて、二〇％に設定をさせていただいたということでございます。」

○塚田政府参考人

「本法案においては、課徴金制度がそもそも違反行為を抑止するという行政目的の下に行われるものでありまして、そのような行政目的を達成する観点から、不当利得を明確に観念できる範囲内において課徴金制度の対象としたというものでございます。

具体的に申しますと、例えば、アプリストアの提供妨害などをお考えいただけますと、この禁止行為は課徴金対象になっておりますけれども、これは自社以外の代替アプリストアの参入を妨害、阻止する行為であります。

もしこの行為が行われなかったとしたら、代替アプリストアが参入できたということになりますので、そうなった場合には、ユーザーが指定事業者のアプリストアから代替アプリストアに切り替えることによって、また、新たなアプリストアが参入して競争が生じた結果、アプリストア手数料の水準が下がることによって、この指定事業者のアプリストア手数料などの収入が減る可能性がございます。裏返して言えば、指定事業者は、アプリストアの提供妨害を行うことによって、代替アプリストアが参入してくることに伴う損失を免れて、不当な利得を収受できるものと考えられます。

このように課徴金の対象となる四つの行為類型については不当利得を明確に観念できるものとなっております、この点につきましては課徴金の対象としております。

課徴金の額については、違反行為によって不当に得た利益、すなわち不当利得を剥奪するという観点から、違反行為に係る商品又は役務の売上額に一定の算定率を乗じることによって算出されるものであるからであります。」